

建設業者として守るべき主な事項（許可取得後の義務等）

※以下に記載しているのは建設業法等で定められた事項のいくつかを抜粋したものであって、全てを網羅しているわけではありません。

§ 1 建設業法とは

1. 目的及び適用範囲

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設工事の完成を請け負うことを営業とする者に適用される。

法第1条

2. 用語の定義

- ・「建設工事」…土木建築に関する工事で、別表の第1欄に掲げるものをいう。
 - ・「建設業」…元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業
 - ・「建設業者」…第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者
 - ・「下請契約」…建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約
 - ・「発注者」…建設工事の最初の注文者
 - ・「元請負人」…下請契約における注文者で建設業者であるもの
 - ・「下請負人」…下請契約における請負人
- (参考)
- ・「建設業を営む者」…建設業者、許可を受けないで建設業を営むことができる者、無許可業者の総称。
 - ・「請負」…請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
 - ・「雇用」…雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

法第2条

民法第632条

民法第623条

§ 2 請負契約

1. 下請契約の締結の制限

特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、下請契約の額の総額が**4,500万円※**（建築工事業にあっては**7,000万円※**）以上となる下請契約を締結してはならない。

※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

法第16条

2. 元請・下請関係

(1) 建設工事の請負契約の内容

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

法第19条

(2) 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。（注文者とは民法上の注文者のことで、発注者のみならず下請契約における注文者たる元請負人も含

法第19条の3

む。)	
(3) 不当な使用資材等の購入強制の禁止 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。	法第19条の4
(4) 著しく短い工期の禁止 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。	法第19条の5
(5) 下請代金の支払 イ 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。 ロ 前項の場合において、元請負人は、同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。 ハ 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。	法第24条の3
(6) 検査及び引渡し イ 元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了しなければならない。 ロ 元請負人は、上記イの検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。	法第24条の4
(7) 不利益取扱いの禁止 元請負人は、当該元請負人について第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、前条又は次条第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。	法第24条の5
(7) 特定建設業者の支払代金の支払期日 特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。	法第24条の6
(8) 下請負人に対する特定建設業者の指導 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、参加している全ての下請負人が、その建設工事の施工に関し、建設業法又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定に違反しないように指導に努めるものとする。	法第24条の7
(9) 施工体制台帳等の整備 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、下請契約の総額が4,500万円※（建築工事業にあっては7,000万円※）以上	法第24条の8

になるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を備え置き、施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

※ 公共工事の受注者については、「見やすい場所」を「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

入契法第15条

3. 一括下請負の禁止

法第22条

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 建設業を営む者は、建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

(3) 共同住宅を新築する建設工事以外で、元請負人が、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、上記(1)、(2)は適用されない。

※ 公共工事については、建設業法第22条第3項(上記(3))は、適用されない。(一括下請負は一切認められない。)

入契法第14条

4. 主任技術者及び監理技術者の設置等

建設工事の適正な施工を確保するために、工事現場に一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者を置いて、工事の施工の技術上の管理を行わなければならない。

法第26条

(1) 主任技術者

元請又は下請のいかなるかを問わず置かなければならない技術者。

(2) 監理技術者

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、下請契約の総額が**4,500万円※**(建築工事業にあっては**7,000万円※**)以上になる場合に置かなければならない技術者。

※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

(3) 上記(1)、(2)については、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

令第27条
参照

(4) 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、それぞれの一式工事以外の専門工事を施工するとき、又は許可を受けた建設業に係る工事に附帯する他の建設工事(軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、その建設工事に関して主任技術者に相当する者(専門技術者)を置いて自ら施工する他は、その建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。

法第26条の2

§ 3 標識の設置及び表示の制限

建設業者は、その店舗及び建設工事(発注者から直接請け負ったものに限る。)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。

建設業を営むものは、許可を受けた建設業者であると明らかに誤認される恐れのある表示をしてはならない。

法第40条
規則第25条
法第40条の2

§ 4 建設業の許可

1. 許可制度

建設業を営もうとする者の資質の向上を図るため、施工能力、資力、信用があるものに限り、その営業を認める制度。29の建設工事の種類ごとに許可を与える業種別許可制度が採用されている。軽微な建設工事(※2)のみを請け負うことを営業とする者は適用除外となる。

※1 解体工事業の新設については、平成28年6月施行。

※2 「軽微な建設工事」について

工事一件の請負代金(※3)の額が建築一式工事にあつては**1,500万円**に満たない工事又は延べ面積が**150㎡**に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては**500万円**に満たない工事。

※3 工事一件の請負代金について

工事一件の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

2. 許可行政庁(大臣許可と知事許可)

「国土交通大臣許可」…二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合。

「都道府県知事許可」…一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合。

※ 両者の区別は、行政庁の許可事務の執行又は監督上の便宜により分けられたものであり、法律上の効果は全く同じであり、営業できる区域又は建設工事を施工できる区域についての制限はない。

「営業所」とは、本店、支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。臨時的に設置される工事事務所、作業所等、又は単なる連絡所は該当しない。

3. 許可の区分(特定建設業と一般建設業)

建設業の許可は、特定建設業の許可又は一般建設業の許可の区分に分けて行なわれる。区分の内容は、

① 発注者から直接請け負った1件の建設工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2つ以上あるときは、その総額)が**4,500万円※**(建築工事業については**7,000万円※**)以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が受けなければならない許可…〔特定建設業の許可〕

② それ以外の者が受けなければならない許可……〔一般建設業の許可〕となる。

①の許可を受けた者を特定建設業者といい、②の許可を受けた者を一般建設業者という。

特定建設業の許可を受けた者は、下請負人保護のために特別の義務が課される。

※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

法第3条

令第1条の2

法第3条

法第3条

令第2条

4. 許可業種（どの業種の許可を受ければよいか）

建設業法では、広範多岐にわたる建設業を、建設工事の種類毎に2つの一式工事業と27（※）の専門工事業の合計29業種に区分し、その業種毎に許可を与えることを定めている。

例えば、1件の請負代金の額が**500万円**以上の大工工事を請け負って営業しようとするときは、大工工事業の許可を受けなければならない。

また、大工工事業以外の、例えば管工事業の許可を受けていたとしても、**500万円**以上の大工工事を請け負って営業すれば、無許可営業となる。

ただし、許可を受けた建設業者が、その許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事を一体として請け負うことは差し支えないこととされている。

法第3条

法第4条

※ 解体工事業の新設については、平成28年6月施行。

5. 許可申請の取扱い

(1) 許可申請の却下及び許可の拒否

明らかに不適式な許可申請であるとき等は許可申請の却下を行う。受付後、許可の基準に適合しているときは許可を行い、適合していないときは許可の拒否を行う。

(2) 許可申請の取り下げ

すでに許可申請をした者が、その申請者の都合によりその許可申請を取り下げようとするときは、許可申請の取り下げ願書を提出する。

(1)、(2)の場合とも、許可手数料については還付されない。

6. 許可の更新

建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から、**5年目**の許可があった日に対応する日の前日（応答日が日曜日等の休日であってもその日）をもって満了する。したがって、それ以後も引き続いて建設業を営もうとする者は、許可の更新を受けなければならない。

この場合、当該許可の有効期間が満了する日前**30日**までに、許可の更新のための申請書を、新規に許可を受ける場合と同様の手続で提出すること。

なお、許可の効力の発生は許可の行われた時点であるので、許可のあった日においても営業を行うことができる。

法第3条
第3項、
規則第5条

7. 許可換え

許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合には、新たな許可行政庁より新たに建設業の許可を受けることが必要である。この場合、従前の許可は、新たな許可を受けたときに効力を失う。

法第9条

- (1) 大臣許可 → 知事許可
- (2) A知事許可 → B知事許可
- (3) 知事許可 → 大臣許可

8. 廃業等の届出

次表の左欄に掲げる事項の一に該当するに至った場合は、同表の右欄に掲げる者は、**30日以内**に許可を受けた行政庁に所定の様式によりその旨を届け出なければならない。

法第12条

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1. 個人である建設業者が死亡したとき	その相続人
2. 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
4. 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	その清算人
5. 許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときはその役員、個人であるときはその者

9. 申請区分別提出書類及び添付書類

(1) 申請区分

許可申請は以下の9種類の中から該当するものを選ぶこと。

①新 規

現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合。

②許可換え新規

この申請書により許可を受けようとする行政庁以外の許可行政庁から、現在有効な許可を受けている場合。

③般・特新規

ア. 一般建設業の許可のみ受けている者が、新たな特定建設業の許可を申請する場合。

イ. 特定建設業の許可のみ受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合。

④業種追加

ア. 一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合。

イ. 特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合。

⑤更 新

すでに許可を受けている建設業をそのまま続けようとする場合。

⑥般・特新規＋業種追加

区分3と4を同時に申請する場合。

⑦般・特新規＋更新

区分3と5を同時に申請する場合。

⑧業種追加＋更新

区分4と5を同時に申請する場合。

⑨般・特新規＋業種追加＋更新

区分3と4と5を同時に申請する場合。

(2) 変更等の届出

ア. 事実の発生したときから**2週間以内**に提出するもの（法第11条第4項及び第5項）

- ① 常勤役員等（経營業務の管理責任者）に変更があったとき
- ② 専任の技術者に変更があったとき
- ③ 令第3条に規定する使用人になったものがあるとき
- ④ 経營業務の管理責任者等、専任の技術者が要件を欠いたとき、若しくは申請者、申請者の役員、並びに令第3条に規定する使用人が法第8条の欠格要件に該当するとき
- ⑤ 健康保険等の加入状況

イ. 事実の発生したときから**30日以内**に提出するもの（法第11条第1項）

- ① 商号又は名称を変更したとき
- ② 営業所の名称又は所在地を変更したとき
- ③ 法人の資本金額（出資総額を含む）及び役員の氏名に変更があったとき
- ④ 個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき
- ⑤ 営業所を新設したとき

ウ. 毎営業年度経過後**4ヶ月以内**に提出するもの（⑤、⑥については変更があった場合のみ。法第11条第2項及び第3項）

- ① 工事経歴書
- ② 直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面
- ③ 財務諸表
- ④ 法人税又は所得税の納税証明
- ⑤ 使用人数
- ⑥ 定款 等

10. 建設業許可の承継（法17条の2）・相続（法17条の3）

令和2年10月から、建設業法の改正により建設業許可の承継等の制度が新設された。

承継（事業譲渡、合併、分割）は、事前に事業譲渡等についての認可申請が必要。

相続は、建設業者の死亡後30日以内に認可申請が必要。

どちらも事前に相談を行ったうえでの手続きとなる。

特に承継については、**余裕をもった相談が必要**（特に入札参加資格を保有する業者の場合は、承継予定年月日の**少なくとも2か月以上前**の相談が必要）

事前相談がなかった場合や、相談時期の遅れによっては、承継等の認可が出来ない場合がある。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業				その他(左以外の22業種)			
		土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業		鋼構造工事業 舗装工事業 電気工事業					
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般		特 定		一 般	
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,500万円(注1)以上	4,500万円(注1)未満	4,500万円(注1)以上は契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない		
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者(注4)			
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者			
	技術者の専任義務	請負金額4,000万円(注2)(注3)以上 ※公共性のある工事で、下請工事についても該当する。							
	監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講の必要性	政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要		政令で定める重要な建設工事の場合に必要	不 要			

注1) 建築一式工事の場合は 7,000万円。※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注2) 建築一式工事の場合は 8,000万円。※令和5年1月に建設業法施行令が改正され、金額が変更。

注3) 元請の監理技術者に関し、**一定の要件を満たす補佐する者をおく場合は**、2現場まで兼任することができる。
(※令和2年10月建設業法施行令)

注4) 一定の要件を満たせば元請の主任技術者が下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができる
(**下請代金の合計額が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事のみ**) (※令和2年10月建設業法施行令)

1. 大臣・知事コード

コード	許可の種類
00	国土交通 大臣許可
40	福岡県 知事許可
41	佐賀県 知事許可
42	長崎県 知事許可
43	熊本県 知事許可
44	大分県 知事許可
45	宮崎県 知事許可
46	鹿児島県 知事許可
47	沖縄県 知事許可

2. 市町村コード

コード	市町村
44201	大分市
44202	別府市
44203	中津市
44204	日田市
44205	佐伯市
44206	臼杵市
44207	津久見市
44208	竹田市
44209	豊後高田市
44210	杵築市
44211	宇佐市
44212	豊後大野市
44213	由布市
44214	国東市
44322	姫島村
44341	日出町
44461	九重町
44462	玖珠町

3. 法人の種類を表す略号

種類	記号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

4. 建設工事の種類及び建設業の種類

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
建設工事の種類	土木一式工事(土)	建築一式工事(建)	大工工事(大)	左官工事(左)	とび・土工・コンクリート工事(と)	石工事(石)	屋根工事(屋)	電気工事(電)	管工事(管)	ブロック工事(タ)	タイル・れんが・タイル工事(タ)	鋼構造物工事(鋼)	鉄筋工事(筋)	舗装工事(舗)	しゅんせつ工事(しゅ)	板金工事(板)	ガラス工事(ガ)	塗装工事(塗)	防水工事(防)	内装仕上工事(内)	機械器具設置工事(機)	熱絶縁工事(絶)	電気通信工事(通)	造園工事(園)	さく井工事(井)	建具工事(具)	水道施設工事(水)	消防施設工事(消)	清掃施設工事(清)	解体工事(解)
建設業の種類	土木工事業(土)	建築工事業(建)	大工工事業(大)	左官工事業(左)	とび・土工工事業(と)	石工事業(石)	屋根工事業(屋)	電気工事業(電)	管工事業(管)	ブロック工事業(タ)	タイル・れんが・タイル工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼)	鉄筋工事業(筋)	舗装工事業(舗)	しゅんせつ工事業(しゅ)	板金工事業(板)	ガラス工事業(ガ)	塗装工事業(塗)	防水工事業(防)	内装仕上工事業(内)	機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶)	電気通信工事業(通)	造園工事業(園)	さく井工事業(井)	建具工事業(具)	水道施設工事業(水)	消防施設工事業(消)	清掃施設工事業(清)	解体工事業(解)

※()は各工事、工事業の略号。

建設業許可等に係る改正事項について

I. 解体工事業が新設されます(平成28年6月1日施行)

▶ 解体工事を施行する場合は、解体工事業の許可が必要となります

施行日以降、従来、とび・土工工事業で行っていた工作物解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となります。

解体工事業の技術者要件は以下のとおりです。

- 特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）要件
 - ・ 1級土木施工管理技士※1
 - ・ 1級建築施工管理技士※1
 - ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
 - ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- 一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）要件
 - ・ 監理技術者の資格のいずれか
 - ・ 2級土木施工管理技士（土木）※1
 - ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
 - ・ とび技能士（1級）
 - ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ・ 登録技術試験（種目：解体工事）※3
 - ・ 大卒（指定学科※4）3年以上、高卒（指定学科※4）5年以上、その他10年以上の実務経験
 - ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
 - ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※3 平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

※4 解体工事業の指定学科は、土木工学又は建築学に関する学科

※5 ※1及び※2に記載の登録解体工事講習は、平成28年6月1日より登録講習の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

▶ 解体工事業の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査が新設されます

施行日以降に経営事項審査を受審する場合は、新たな業種区分に基づき評価されます。（経過措置あり）

□ 解体工事業の新設に伴う経過措置について

- ① 施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日までの間は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。
- ② 施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなされます。また、経管者に準ずる地位における経験も同様です。
- ③ 施行日時点でとび・土工工事業の技術者に該当する者は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなされます。
- ④ 経営事項審査においても、平成31年5月31日までの間は、従来のとび・土工工事業と変わらない評価による点数も算出します（完成工事高・技術職員数）。また、平成33年3月31日までの間は、上記③に該当する者も解体工事業の技術職員として評価されます。

II. 経營業務管理責任者の要件が緩和されます (平成28年6月1日施行)

➤ 役員¹の範囲が拡大されます

役員¹の範囲に、業務を執行する社員、取締役、執行役等のほか、これらに準ずる地位にあり、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等も追加されます。

➤ 確認書類が簡素化されます

職務経験を確認するための書類を、請負契約の締結等経營業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令書等とします。

III. 金額要件が一部緩和されます(平成28年6月1日施行)

➤ 特定建設業の許可や監理技術者の配置、民間工事における施工体制台帳の作成を要する下請契約の金額が引き上げられます

これまで建築一式工事以外の場合は3,000万円だった要件が4,000万円に、建築一式工事の場合は4,500万円だった要件が6,000万円に引き上げられます。

➤ 専任の現場配置技術者が必要な建設工事の請負代金額が引き上げられます

これまで建築一式工事以外の場合は2,500万円だった要件が3,500万円に、建築一式工事の場合は5,000万円だった要件が7,000万円に引き上げられます。

IV. 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されます (平成28年6月1日施行)

➤ これまで別々に発行されていた資格者証と講習修了証が統合され、資格者証の裏面に講習修了履歴が掲載されることとなります

V. 専門学校卒業者の位置づけが明確化されます (平成28年4月1日施行)

➤ 実務経験者の対象範囲に、高度専門士が大学卒業相当、専門士が短期大学卒業相当、それ以外の専門学校修了者が高校卒業相当として位置づけられます

※高度専門士は専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第三条、専門士は同告示第二条に規定のものを指します。

VI. 技術者資格が追加されます(平成28年6月1日施行)

➤ 「登録基礎ぐい工事試験」がとび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)の資格に追加されます

※平成28年6月1日より登録試験の申請を開始し、登録後順次、官報公告。

VII. 申請様式等に法人番号欄が追加されます (平成28年11月1日施行)

➤ 建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号(※)記載欄が追加されます

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)同法第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号をいいます。

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課 03-5253-8111 (内線24756、24718)

3.(1)許可基準の見直しについて(建設業法第7条関係)

※令和2年10月1日施行

- ・ 現行の許可の基準は①経営能力、②財産的基礎、③技術力、④誠実性の4つ
- ・ 今般、建設業者の持続可能性の観点から、①経営能力(経営業務管理責任者)に関する基準を見直し、経営能力をこれまでと同様に担保できる体制が整っているような場合には、基準に適合しているものとし許可を認めることとした。

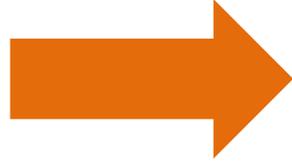
(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものが、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 許可を受けようとする建設業に關し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 (略)

(旧)



(新)

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二～四 (略)

法第7条第1号の省令で定める基準 → 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

常勤役員



- (個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当すること。
- 建設業に関し5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
 - 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)としての5年以上経営業務を管理した経験を有する者であること。
 - 建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当すること。

- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者

として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験

労務管理の経験

運営業務の経験

について、直接に補佐する者になるうとする建設業者又は建設業者を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

適正な社会保険への加入を許可要件とする

健康保険

厚生年金
保険

雇用保険

適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・ 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・ 法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは

- ・ 労働者が雇用される事業

国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関

(法人税法別表第1公共法人の表)

令和3年8月1日現在

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人法(平成15年法律第112号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治41年法律第50号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)
地方税共同機構	地方税法
地方道路公社	地方道路公社法(昭和45年法律第82号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)
土地改良区	土地改良法(昭和24年法律第195号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成16年法律第74号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成19年法律第109号)
日本放送協会	放送法(昭和25年法律第132号)

名 称	根 拠 法
公益財団法人JKA	建設業法施行規則第18条
国立研究開発法人科学技術振興機構	
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
国立研究開発法人理化学研究所	
首都高速道路株式会社	
消防団員等公務災害補償等共済基金	
新関西国際空港株式会社	
地方競馬全国協会	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
東京地下鉄株式会社	
東京湾横断道路建設事業者	
独立行政法人環境再生保全機構	
独立行政法人勤労者退職金共済機構	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	
独立行政法人農業者年金基金	
中日本高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
西日本高速道路株式会社	
日本私立学校振興・共済事業団	
日本たばこ産業株式会社	
日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社	
農林漁業団体職員共済組合	
阪神高速道路株式会社	
東日本高速道路株式会社	
本州四国連絡高速道路株式会社	
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第3項に規定する会社 ※通称、JR四国、JR北海道、JR貨物が対象。	

(公印省略)

土 企 第 1 9 7 号
令 和 5 年 5 月 8 日

大分県行政書士会長 殿

大分県 土木建築部 土木建築企画課長

「行政書士による代理申請の取扱いについて」の一部改正について（通知）

建設業許可及び経営事項審査制度の円滑な運用につきましては、日頃からご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、平成16年7月29日付け土企第803号にて通知しているところですが、下記のとおり一部改正したので通知するとともに、貴会員の皆様方にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 「2 委任状」にある以下を削除する。
（4）委任状とともに申請者の印鑑証明書を添付すること。
2. 「4 その他」にある以下を削除する。
（3）申請書・届出書に訂正がある場合の訂正印は、代理人である行政書士の職印を押印すること。
3. （代理人の記名押印で可能なもの）を削除する。
4. （代理人の記名押印は不可なもの）を削除する。

(土木建築企画課 建設業指導班)

【参考】

土企第803号
平成16年7月29日

大分県行政書士会長 殿

大分県土木建築企画課長

行政書士による代理申請の取扱いについて（通知）

建設業許可及び経営事項審査制度の円滑な運用につきましては、日頃からご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

平成14年7月1日より行政書士法の一部を改正する法律（平成13年法律第77号以下「法」という。）が施行され、行政書士による代理申請が可能となっておりますが、大分県知事許可業者の建設業許可申請及び経営事項審査申請等の代理申請についての取扱いを下記のとおりとしますので、貴会員の皆様方にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 代理申請

代理申請とは法第1条の3第1号及び第2号に規定する行為をいう。（法第1条の2第1項に規定する行為は含まない。）

2 委任状

- (1) 委任状は各申請・届出毎に作成し、委任状の日付は各申請・届出日 以前 3ヶ月以内のものとする。
- (2) 委任状は行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載し、必ず原本を提出すること。
- (3) 委任の範囲については具体的に記載すること。
- (4) 委任状とともに申請者の印鑑証明書を添付すること。

3 申請者の記載

- (1) 申請者・届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き行政書士の記名押印で可とする。
その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）は必ず記載すること。（押印は不要）

- (2) 申請者の申請事務担当者欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を記載すること。

4 その他

- (1) 代理申請を行う場合は、法第6条の2第4項の「行政書士証票」を提示すること。
(2) 行政書士事務従業員が、行政書士本人に代わり申請書を提出する場合は、法施行規則第5条の補助者であることを示す「行政書士補助者証」を提示すること。
(3) 申請書・届出書に訂正がある場合の訂正印は、代理人である行政書士の職印を押印すること。

(代理人の記名押印で可能なもの)

- 建設業許可申請書（様式第1号）の申請者の欄
- 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号（1））の申請者・届出者の欄
（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第11号の2）の申請者・届出者の欄
- 変更届出書（様式第22号の2）の届出者の欄
- 廃業届（様式第22号の4）の届出者の欄
- 経営状況分析申請書（様式第25号の8）
- 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（様式第25号の11）の申請者の欄。

(代理人の記名押印は不可なもの)

- 誓約書（様式第6号）の申請者の欄
- 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の証明者及び申請者の欄
- 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号の（1））の申請者・届出者の欄
- 専任技術者証明書（更新）（様式第8号の（2））の申請者の欄
- 実務経験証明書（様式第9号）の証明者の欄
- 指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明者の欄
- 許可申請者の略歴書（様式第12号）の氏名の欄
- 令3条に規定する使用人の略歴書（様式第13号）の氏名の欄

(大分県土木建築企画課 建設業係)

(公印省略)

土企第195号
令和5年5月8日

大分県行政書士会長 殿

大分県 土木建築部 土木建築企画課長

「建設業許可申請書及び経営規模等評価申請書等に添付する
委任状の様式について」の一部改正について（通知）

建設業許可及び経営事項審査制度の円滑な運用につきましては、日頃からご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、平成16年7月29日付け土企第801号にて通知しているところですが、下記のとおり一部改正したので通知するとともに、貴会員の皆様方にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 「委任状記載における注意点」にある以下を削除する。
 - 5 委任者の押印は必ず必要です。
(法人の場合は代表者印、個人の場合は印鑑登録をしている印鑑)

(土木建築企画課 建設業指導班)

【参考】

土企第801号
平成16年7月29日

大分県行政書士会長 殿

大分県土木建築企画課長

建設業許可申請書及び経営規模等評価申請書等に添付する
委任状の様式について（通知）

建設業許可及び経営事項審査制度の円滑な運用につきましては、日頃からご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般の建設業法施行規則の一部改正により、建設業許可申請及び経営事項審査申請等にあたり、行政書士等が代筆行為を行った場合には、申請者等に代筆者の氏名を併記、押印するとともに、委任状の写しを添付するようになりました。

この委任状の様式については任意としますが、参考となる様式及び記載における注意点を送付しますので、貴会員の皆様方にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、行政書士による代理申請における委任状の様式も同様とすることを申し添えます。

（大分県土木建築企画課 建設業係）

（委任状記載における注意点）

- 1 委任状は各申請・届出毎に作成し、委任状の日付は各申請・届出の日以前3ヶ月以内のものとしてください。
- 2 行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- 3 委任事項は具体的に記載してください。（包括的な委任は認めません。）
- 4 工事内容、工事種別等の委任者が判断すべき事項については委任できませんので、委任事項から除外する旨の記載をしてください。
- 5 委任者の押印は必ず必要です。
（法人の場合は代表者印、個人の場合は印鑑登録をしている印鑑）
- 6 代筆行為の場合は委任状の写しの添付で構いませんが、代理申請の場合は原本を添付してください。

委任状（記載例）

（受任者）

事務所所在地 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇
大分市〇〇町〇〇－〇〇番地
職氏名 行政書士 〇〇 〇〇
登録番号等 日本行政書士連合会 第 〇〇 号
電話番号
FAX 番号

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

（委任事項は個別に記載してください。包括的な委任は不可）

例 建設業許可申請書の作成・修正に関すること。
建設業法第11条に基づく変更届出書の作成・修正に関すること
経営規模等評価申請書の作成・修正に関すること 等

ただし、委任者が記載、修正等すべき事項、委任者が判断すべき事項については除く。

（工事内容、工事種別等の委任者が判断すべき事項について、除外する旨を記載してください）

平成 年 月 日
（日付は申請日前3ヶ月以内）

（委任者）

所在地 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇
大分市〇〇町〇〇－〇〇番地
商号又は名称 (株)〇〇建設
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

あくまでも参考例ですので、上記の項目が記載されていれば様式、文言等は任意で構いません。

○主たる営業所以外の県内の営業所が建設業法上の要件を満たしていることを確認するための書類等について（大分県知事許可業者）

1 要件等について

主たる営業所以外に県内に従たる営業所を有する建設業者の許可申請の場合及び主たる営業所以外の県内の従たる営業所にかかる変更の場合には、以下の要件を満たしていることが必要です。

申請内容		確認事項		令3条に規定する使用人		営業所
		専任技術者		常勤性	権 限	所 有
許可申請	新規	○		○	○	○
	許可換え新規	○		○	○	○
	般・特新規	○		△	—	△
	業種追加	○		△	—	△
	更新	○		○	—	○
変更届等	営業所の新設	○		○	○	○
	営業所の所在地変更	—		—	—	○
	専任技術者の追加	○		—	—	—
	営業所のみの変更	—		—	—	—
	令3条使用人の変更	—		○	○	—

△…当該申請により、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者に係るもの

2 提出資料等について

(1) 営業所としての実態があることの確認資料（所有の確認）

提出資料…自己所有の場合は登記簿謄本、固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書等。賃借の場合は賃貸借契約書の写し等。

(2) 専任技術者及び令3条に規定する使用人についての常勤性及び権限の確認資料

ア 営業所に常勤であること。

確認資料…社会保険関係書類等

イ（令3条に規定する使用人）工事請負契約を締結する権限を有すること。

確認資料…委任状等見積もり、入札、契約締結に関する権限を有していることが確認できるもの。

※従たる営業所に関する専任技術者は、従たる営業所で営業する建設業の種類に応じた資格の保有が必要です。

競争入札参加者の資格の承継に係る要件等及び事務手続

1 個人事業者の入札参加資格の承継

1-1 個人事業者が死亡した場合

(1) 要件

- ① 相続人（配偶者又は2親等以内の者に限る。）のうち1名のみが、営業の一切を承継すること。
- ② 他の相続人が①について同意していること。
- ③ 承継人（承継しようとする相続人）が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 被承継人（死亡した事業者）の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ⑤ 承継人が経営事項審査を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 被承継人が死亡したこと及び全相続人の氏名が判明する戸籍謄本及び除籍謄本
- ② 承継人以外の相続人が、当該承継に関し、異議ない旨を意思表示した書面（実印を押印し、印鑑証明を添付すること。）
- ③ 相続した債権・債務に係る開始貸借対照表
- ④ 承継人の県税の事業開始届受理証明書
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（承継人のもの）
- ⑥ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る営業を廃止したことを証する書類（被承継人のもの）
- ⑦ 承継人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

承継人に被承継人が有していた同一の資格又は格付が承継される。

1-2 個人事業者から建設業の主たる部分を承継した場合

(1) 要件

- ① 現事業者が病気・ケガ・高齢・その他（代替わり等）の理由により、配偶者又は2親等以内の者が営業の一切を承継（商法の営業譲渡）すること。
- ② 承継人（承継しようとする配偶者又は2親等以内の者）が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ③ 被承継人（現事業者）の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ④ 承継人が経営事項審査を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 被承継人の戸籍謄本及び必要に応じ承継人の戸籍謄本
- ② 被承継人が、承継人に対し、営業に係る債権・債務の一切を譲渡することを証する書面（印鑑証明を添付すること。）
- ③ 承継する債権・債務に係る開始貸借対照表
- ④ 承継人の県税の事業開始届受理証明書
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（承継人のもの）
- ⑥ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る営業を廃止したことを証する書類（被承継人のもの）

⑦ 承継人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

承継人に被承継人が有していた同一の資格又は格付が承継される。

1-3 個人事業者が法人を設立した場合

(1) 要件

- ① 個人事業者が設立法人の代表者であること。
- ② 個人事業者が設立法人の発行済株式総数(出資の総額)の1/2以上を有して(出資して)いること。
- ③ 個人事業者の営業に係る債権・債務の一切を設立法人が引き継ぐこと。
- ④ 設立法人が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ⑤ 個人事業者の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ⑥ 設立法人が設立登記の日を審査基準日とする経営事項審査を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 設立法人の登記簿謄本及び定款
- ② 株主(出資者)調書
- ③ 営業譲渡契約書
- ④ 個人事業者の営業に係る債権・債務の一切を設立法人が承継することを定款等の定めるところにより適正に議決した議事録の写し
- ⑤ 設立法人の開始貸借対照表
- ⑥ 設立法人の県税納税証明書又は事業開始届受理証明書
- ⑦ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書(設立法人のもの)
- ⑧ 廃業届(監督官庁の受付印があるもの)の写等承継に係る営業を廃止したことを証する書類(個人事業主のもの)
- ⑨ 設立法人の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

設立法人に個人事業者が有していた同一の資格又は格付が承継される。

2 法人の入札参加資格の承継

2-1 合併の場合

2-1-1 吸収合併

合併により消滅する会社(消滅会社)及び存続会社の双方又は一方の者が資格を有している場合

(1) 要件

- ① 会社法第2条第1項第27号の吸収合併を行うこと。
- ② 合併により存続会社が新たに建設業を開始する場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ③ 消滅会社の建設業許可に係る廃業届を提出すること。

(2) 申請書添付書類

- ① 合併契約書の写し
- ② 合併承認の株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易合併の場合）の写し（消滅会社及び吸収会社双方のもの）
- ③ 合併後の商業登記簿謄本（消滅会社及び存続会社双方のもの）
- ④ 公正取引委員会の届出受理書の写し（合併の届出が必要な大会社の合併に限る。）
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（存続会社のもの）
- ⑥ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る事業を廃止したことを証する書類（消滅会社のもの）
- ⑦ 存続会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写（※合併期日又は合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「合併時経審」という。）を受けた場合は、当該通知書の写）

(3) 承継の効果

- ① 消滅会社及び存続会社の双方が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 消滅会社のみが資格又は格付を有する業種については、存続会社に消滅会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 存続会社が合併時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について合併時経審の結果の数値を存続会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 合併時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-1-2 新設合併

資格を有する会社が合併により新会社を設立した場合

(1) 要件

- ① 会社法第2条第1項第28号の新設合併を行うこと。
- ② 新設会社が建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ③ 消滅会社の建設業許可に係る廃業届を提出すること。
- ④ 新設会社が合併登記の日を審査基準日とする合併時経審を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 合併契約書の写し
- ② 合併承認の株主総会特別決議議事録の写し（消滅会社のもの）
- ③ 合併後の商業登記簿謄本（消滅会社及び新設会社双方のもの）
- ④ 公正取引委員会の届出受理書の写し（合併の届出が必要な大会社の合併に限る。）
- ⑤ 新設会社の定款
- ⑥ 新設会社の開始貸借対照表
- ⑦ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（新設会社のもの）
- ⑧ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る事業を廃止したことを証する書類（消滅会社のもの）
- ⑨ 新設会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

- ① 二以上の消滅会社が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を新

設会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。

- ② 一つの消滅会社のみが資格又は格付を有する業種については、新設会社にその者が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 完成工事高、客観点数については、合併時経審の結果の数値を新設会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 合併時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-2 会社分割の場合

2-2-1 吸収分割

資格を有する会社が建設業の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合

(1) 要件

- ① 会社法第2条第1項第29号の吸収分割を行うこと。
- ② 承継会社が分割の対象となる業種に関し、その事業の全部又は一部を承継すること。
- ③ 承継会社が吸収分割により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 会社分割する会社（分割会社）が分割する業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札参加資格の辞退届（双方にその業種が継続する場合）を提出すること。

(2) 申請書添付書類

- ① 分割契約書の写し
- ② 分割を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易分割の場合）の写（分割会社及び承継会社双方のもの）
- ③ 分割後の商業登記簿謄本及び定款（分割会社及び承継会社双方のもの）
- ④ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（承継会社のもの）
- ⑤ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る事業を廃止したことを証する書類又は入札参加資格の辞退届（分割会社のもの）
- ⑥ 承継会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写（※分割期日又は分割登記の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割時経審」という。）を受けた場合は、当該通知書の写）

(3) 承継の効果

- ① 分割会社及び承継会社の双方が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 分割会社のみが資格又は格付を有する業種については、承継会社に分割会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 承継会社が分割時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について分割時経審の結果の数値を承継会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 分割時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-2-2 新設分割

資格を有する会社が建設業の全部又は一部を分割により新設した会社に承継させる場合

(1) 要件

- ① 会社法第2条第1項第30号の新設分割を行うこと。
- ② 新設会社が分割の対象となる業種に関し、その事業の全部又は一部を承継すること。
- ③ 新設会社が新設分割により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 分割会社が分割する業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札参加資格の辞退届（双方その業種が継続する場合）を提出すること。
- ⑤ 新設会社が分割登記の日を審査基準日とする分割時経審を受けること。

(2) 申請書添付書類

- ① 分割計画書の写し
- ② 分割を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易分割の場合）の写（分割会社のもの）
- ③ 分割後の商業登記簿謄本及び定款（分割会社及び新設会社双方のもの）
- ④ 新設会社の開始貸借対照表
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（新設会社のもの）
- ⑥ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る事業を廃止したことを証する書類又は入札参加資格の辞退届（分割会社のもの）
- ⑦ 新設会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

(3) 承継の効果

- ① 二以上の分割会社が格付を有する業種については従前の等級のいずれか上位の格付を新設会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 一つの分割会社のみが資格又は格付を有する業種については、新設会社にその者が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 完成工事高、客観点数については、分割時経審の結果の数値を新設会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 分割時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

2-3 資格を有する会社が事業譲渡を行う場合

(1) 要件

- ① 会社法の規定により事業譲渡すること。
- ② 事業を譲り受ける会社（譲受会社）が事業譲渡の対象となる業種に関し、その全部又は一部を承継すること。
- ③ 譲受会社が事業譲渡により新たに建設業を開始した場合は、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。
- ④ 事業を譲り渡す会社（譲渡会社）が譲渡業種に係る建設業許可の廃業届若しくは入札参加資格の辞退届（双方その業種が継続する場合）を提出すること。

(2) 申請書添付書類

- ① 事業譲渡契約書の写し
- ② 事業譲渡を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易譲渡の場合）の写（譲渡会社及び譲受会社双方のもの）
- ④ 事業譲渡後の商業登記簿謄本及び定款（譲渡会社及び譲受会社双方のもの）
- ⑤ 建設業許可通知書の写又は建設業許可証明書（譲受会社のもの）

- ⑥ 廃業届（監督官庁の受付印があるもの）の写等承継に係る事業を廃止したことを証する書類又は入札参加資格の辞退届（譲渡会社のもの）
- ⑦ 譲受会社の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写（※譲受会社の設立登記日又は事業譲渡の期日以降であって、かつ、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）を受けた場合は、当該通知書の写）

（3）承継の効果

- ① 譲渡会社及び譲受会社の双方が格付を有する業種については、従前の等級のいずれか上位の格付を存続会社の格付とし、資格を有する業種については同一の資格が承継される。
- ② 譲渡会社のみが資格又は格付を有する業種については、譲受会社に譲渡会社が有していた同一の資格又は格付が承継される。
- ③ 譲受会社が譲渡時経審を受けた場合は、完成工事高、客観点数について譲渡時経審の結果の数値を譲受会社の実績とし関係機関へ通知する。
- ④ 譲渡時経審の結果、格付に変更がある場合においても再格付は行わない。

競争入札参加資格承継申請書

平成 年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

このたび、下記のとおり競争入札参加資格を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 被承継人の住所、商号又は名称及び代表者氏名
住 所
商号又は名称
代表者氏名
2. 承継人の許可番号及び許可年月日
3. 承継する資格及び等級
4. 承継の理由

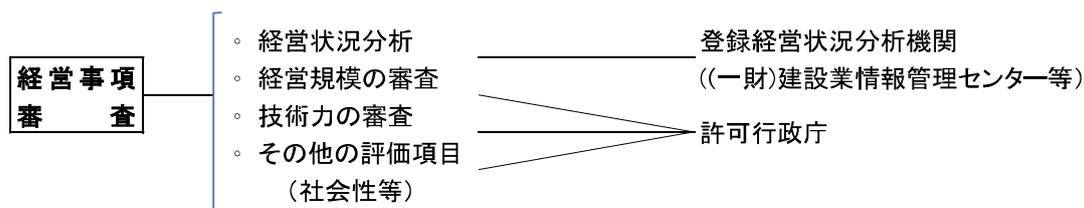
○経営事項審査の概要について

(1) 建設業法での規定等

「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」と建設業法で定められており、公共工事を受注しようとする場合は、いわゆる「経営事項審査」を受けなければならないとされています。県等自治体の建設工事に係る入札参加資格の申請の際には、経営事項審査を受けていることが必要となります。

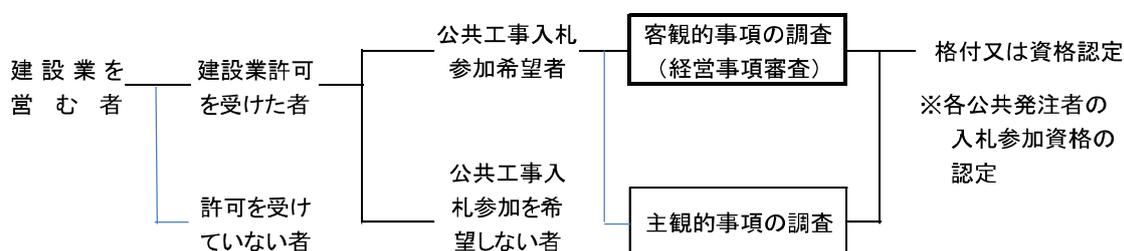
(2) 経営事項審査制度とは

公共工事の入札参加資格の審査は、建設業法の規定による経営事項審査の結果（いわゆる客観的事項）と各審査機関が独自に定めた審査項目（工事成績等のいわゆる主観的事項）についての結果とを統合したもので行われています。このうち、経営事項審査については、許可を受けた建設業者が、許可行政庁に申請することにより審査を行うものとされています。



経営事項審査は、経営規模の審査、経営状況の分析、技術力の審査、その他の評価項目（社会性等）の評価の4点について行われ、このうち経営状況分析については、登録経営状況分析機関（(一財)建設業情報管理センター等）が行います。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



(3) 経営事項審査の義務付けについて

経営事項審査の有効期間は審査基準日（決算日）から1年7月とされており、審査結果の通知を受けてからではありません。

従って、決算終了後直ちに申請を行わなければ、前の経営事項審査の有効期間内に

次の審査結果通知を受けることができず、公共工事を受注することができません。

(4) 経営事項審査を受けることができるのは、申請日時点で建設業の許可を受けている業種のみです。

※詳細は大分県土木建築企画課建設業指導班 HP 等で確認してください。

建設業法

(昭和二十四年法律第百号)

(経営事項審査)

第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

○建設業許可と浄化槽工事業

(1) 浄化槽工事を行う場合には、軽微な工事(500万円未満の工事)を請け負う場合であっても、建設業の許可(土木、建築、管工事業)を有して届出を行うか、浄化槽法に基づく登録をしていなければなりません。なお、500万円以上の浄化槽工事は浄化槽法に基づく登録のみで行うことはできません。

(2) 浄化槽法に基づく届出(特例浄化槽工事業者の届出)

土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた者が、浄化槽工事業を開始する場合には、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、浄化槽法に基づく届出(特例浄化槽工事業者の届出)をしなければなりません。

(3) 浄化槽法に基づく登録(浄化槽工事業登録申請)

軽微な工事(建設業許可が必要ない工事)のみを請け負い、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けずに浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、浄化槽法に基づく登録(浄化槽工事業登録申請)をしなければなりません。

(4) 浄化槽法に基づく届出及び登録申請の提出先等

提出先：大分県土木建築部土木建築企画課

提出部数：正本1部

※浄化槽法に基づく登録申請は手数料の必要な手続きです。手続きの詳細等は大分県庁土木建築企画課建設業指導班のHPで案内しています。

○建設業許可と解体工事業

(1) 解体工事を行う場合には、軽微な工事（500 万円未満の工事）を請け負う場合であっても、建設業の許可（土木、建築、解体工事業※）を有していなければ、建設リサイクル法に基づく登録をしていなければなりません。なお、500 万円以上の解体工事は建設リサイクル法の登録をしていても行うことはできません。

(2) 軽微な工事（建設業許可が必要ない工事）のみを請負い、土木工事業、建築工事業又は解体工事業（※）の許可を受けずに解体工事業を営もうとする者は、解体工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録をしなければなりません。

(3) 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録申請の提出先等

提出先：主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所総務課

提出部数：正本 1 部

※建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録申請は手数料の必要な手続きです。
手続きの詳細は大分県庁土木建築企画課建設業指導班の HP で案内しています。

建設業許可申請書類提出先及び管轄市町村一覧

	提出先	管轄市町村
1	○豊後高田土木事務所 総務課 総務班 〒879-0621 豊後高田市是永町39番地 Tel:0978-22-2285(代表) Fax:0978-22-2920	豊後高田市
2	○国東土木事務所 総務課 総務班 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 Tel:0978-72-1321(代表) Fax:0978-72-3107	国東市、姫島村
3	○別府土木事務所 総務課 工事経理班 〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 Tel:0977-67-0211(代表) Fax:0977-67-6480	別府市、杵築市、日出町
4	○大分土木事務所 総務課 工事経理班 〒870-0905 大分市向原西1丁目4番2号 Tel:097-558-2141(総務課) Fax:097-552-5701	大分市、由布市
5	○臼杵土木事務所 総務課 総務班 〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 Tel:0972-63-4136(代表) Fax:0972-63-7885	臼杵市、津久見市
6	○佐伯土木事務所 総務課 総務班 〒876-0813 佐伯市長島町1丁目2番1号 Tel:0972-22-3171(代表) Fax:0972-22-9543	佐伯市
7	○豊後大野土木事務所 総務課 総務班 〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123(豊後大野総合庁舎内) Tel:0974-22-1056(代表) Fax:0974-22-0978	豊後大野市
8	○竹田土木事務所 総務課 総務班 〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 Tel:0974-63-2108(代表) Fax:0974-63-3031	竹田市
9	○玖珠土木事務所 総務課 総務班 〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 Tel:0973-72-1152(代表) Fax:0973-72-3074	玖珠町、九重町
10	○日田土木事務所 総務課 総務班 〒877-0004 日田市城町1丁目1-10 Tel:0973-23-2141(代表) Fax:0973-23-3174	日田市
11	○中津土木事務所 総務課 工事経理班 〒871-0024 中津市中央町1丁目5番16号 Tel:0979-22-2110(代表) Fax:0979-22-2244	中津市
12	○宇佐土木事務所 総務課 総務班 〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 Tel:0978-32-1300(代表) Fax:0978-33-4956	宇佐市